

仮想空間を活用した気候変動対策普及啓発業務委託仕様書

1 目的

和歌山県（以下「県」という。）では、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向け、中長期的に気候変動対策に取り組んでいくこととしている。

気候変動問題は、社会経済活動、地域社会、県民生活全般に深く関わり、また、将来世代にわたって大きな影響を及ぼすことから、ネット・ゼロ（温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取り組みで吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態）の生活やまちづくりを体験できる仮想空間を開発し、こどもたちを中心に遊びの要素を取り入れながら、気候変動対策の普及啓発を図る。

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月15日(月)まで

3 業務の内容

具体的には、以下の内容を実施するものとする。

(1) 仮想空間の開発

仮想空間の開発受注者（以下「受注者」という。）は、県と協議の上、下記ア～ケの仕様に従った仮想空間を開発すること。

ア 概要

ソーラーパネルや省エネ設備の導入といった身近な取組から、新技術の社会実装という将来的なテーマまで、ネット・ゼロに向けた様々な取組をゲーム形式で体験しながら理解できる仮想空間とする。また、各取組によるCO₂削減効果や、実践後にどのような未来のまちへ変化していくのかをわかりやすく、視覚的に学べる内容とする。

イ 対象

主に県内の小・中学生及び高校生を対象とするほか、一般県民も利用できるものとする。

ウ 使用するアプリケーション

(i) 下記エの環境で作動する既存のゲームアプリケーションをベースに開発すること。

なお、多くの県民に訴求するため、知名度が高く、学校現場での利用の実績があるものであること。

(ii) 独自のストーリーやゲームの進行、和歌山県を連想できる仮想空間を構築する必要があることから、受注者において柔軟にプログラムが可能であること。

エ 対象ハードウェア等

以下を満たすものとする。

(i) 対応デバイス

PC／タブレット／スマートフォン

(ii) 対応OS

Windows／Android／chromeOS／iOS

オ ネット・ゼロの取組

下記に挙げる取組を体験しながら、それぞれの効果を体感できる仮想空間とすること。

なお、受注者は、県が作成している「和歌山県総合計画」、「和歌山県環境基本計画」の内容を十分理解した上で、下記以外にも、特にこどもたちが関心を持つようなネット・ゼロに向けた新たな取組を提案すること。

- ・ソーラーパネル・蓄電池の設置

- ・照明器具のLEDへの交換
- ・建物の壁面緑化や植林
- ・プラスチック等の資源リサイクル
- ・次世代自動車の導入
- ・革新的技術の研究、実装
- ・森林吸収源対策

カ 仮想空間の設定

(i) 舞台

和歌山県全域をコンパクトにした世界を舞台に仮想空間を展開する。なお、実在の地名・施設を用いる場合は、事前に県の承認を受けること。

(ii) 年代設定

現在から、ネット・ゼロを達成した2050年までの和歌山県とする。
 なお、年代の変化は仮想空間内での取組の進捗に伴い進むものとする。

(iii) PRキャラクター

県のPRキャラクターを活用した内容とすること。

キ テスト環境の構築

開発途中や開発完了時において、県が適宜仮想空間のテストを実施するため、受注者において上記エを満たすハードウェア及び左記ハードウェアと互換性のある操作端末（コントローラー）を各2台用意すること。

ク 成果品の納品

成果品は次のとおりとし、和歌山県環境生活部環境政策局脱炭素政策課に納品すること。
 ・開発した仮想空間のデータが保存されたUSBメモリ等の電子媒体 2個
 ・上記エで動作可能なデータ形式とすること。

ケ 成果品の納品期限

令和9年1月29日（金）

(2) 仮想空間を活用した普及啓発

開発した仮想空間を活用し、将来を担う子どもたちをはじめ幅広い県民が、気候変動対策に興味関心を持ち、実際に取り組めるよう、下記ア～ウの仕様に従い普及啓発を行うこと。

ア 県内学校（小・中学校、高校）での普及啓発活動

開発した仮想空間の使用を希望する学校において、子どもたちを対象にしたワークショップを開催すること。なお、対象の学校は県が指定する。

イ イベントへの出展

開発した仮想空間を周知するため、県が実施する県民を対象にした実演・試用イベントに出展を行うこと。イベントは12月以降実施予定とする。

ウ (1) で開発する仮想空間の試用版及びプロモーション動画の作成

上記ア、イなどのイベントにおいて、短時間で体験できるものとして、(1)で開発する仮想空間を基にした試用版を作成すること。あわせて、体験者が使用するハードウェアの手配も行うこと。台数等については、県と協議の上、決定する。
 また、イベント等で上映可能な数分程度のプロモーション動画を作成すること。

エ 仮想空間の利用方法説明用動画及びマニュアルの作成

以下に従い、開発した仮想空間の利用方法を説明する動画及びマニュアル（PDF形式）を作成すること。

- ・おとなも子どもも理解できるよう、平易な内容とすること。
- ・学校現場での利用も想定した内容とすること（別動画としてもよい）。

オ 専用 web ページの作成

開発した仮想空間周知のため、和歌山県環境ポータルサイトに専用のページを作成すること。内容は次のとおりとする。

- ・仮想空間の概要
- ・仮想空間のソフトウェアダウンロードリンク
- ・仮想空間のデータインストール説明用動画及びマニュアル
- ・その他、周知のために必要な項目

カ その他

こどもを中心に周知効果の高い SNS 等を用いた普及啓発を提案すること。

キ 成果品の納品

成果品は次のとおりとし、和歌山県環境生活部脱炭素政策課に納品すること。

- (i) 上記ウ（仮想空間試用版及びプロモーション動画）、エ（利用方法説明用動画及びマニュアル）
- ・USB メモリ等の電子媒体 2 個を提出すること。
 - ・（1）エで読込可能なデータ形式とすること。
- (ii) 上記ア、イ、オ、カでの普及啓発活動報告書
- ・啓発活動の概要や、イベントの参加者数などの啓発効果を記載すること。
 - ・電子ファイル（PDF 形式）で提出すること。

ク 成果品の納品期限

- (i) 上記ウ（仮想空間試用版及びプロモーション動画） 令和 8 年 11 月 13 日（金）
- (ii) 上記エ（利用方法説明用動画及びマニュアル） 令和 9 年 1 月 29 日（金）
- (iii) 上記ア、イ、オ、カでの普及啓発報告書 令和 9 年 3 月 15 日（月）

4 業務の実施

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに業務実施計画書（本業務の実施体制、県との連絡体制及び業務実施スケジュール。任意様式。）を提出の上、委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を県と協議し、業務を履行すること。
- (2) 受注者は、委託契約書及び本仕様書に基づき、県と密接に連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- (3) 業務における協議・打合せを定期的に行うほか、県が必要とする場合は、随時、検討内容や進行状況について、協議・打合せを行い、資料や情報の提供を行うこと。
また、協議・打合せの内容については、その都度受注者が書面に記録し、相互に確認すること。
- (4) 仮想空間の内容については、県との協議により決定すること。
- (5) 仮想空間の内容の確認・校正については、最低 2 回は行うこと。
- (6) 受注者が業務を完了した際には、業務完了報告書を県に提出すること。

5 成果品の不備

本業務終了後、受注者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県の指示により受注者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

6 委託料

本委託事業の業務規模は全体で 21,978 千円（税込み）を上限とする。なお、この上限には経費等を含むこととする。

7 著作権等の取扱い

- (1) 受注者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に定める権

- 利のうち、本事業に関連して生じるものについて、県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受注者は、著作権法第18条から第20条に定める著作権者人格権については、県又は県が指定した第三者に対し、行使しない。県又は県が指定する第三者は、著作権法第20条(同一性保持権)の規定にかかわらず、本用務の遂行に必要な範囲において、目的物の改変を行うことができる。
 - (3) 本業務の成果品に、第三者が権利を有する著作物及び知的財産(以下「既存著作物等」という)が含まれる場合は、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。
 - (4) 著作権等に関する紛争が生じた時は、一切を受注者の責任において処理するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。

8 事業の再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託の内容
- (3) 再委託を行う必要性
- (4) 契約金額

9 その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない細部事項については、県と速やかに協議し、その指示に従うこととする。
- (2) 本事業により県に対し納品した動画については、業務完了後1年間保管すること。また、県の承諾なしに他に流用してはならないこと。
- (3) 国家や政治団体の支持・反対を目的とするものではないことに留意すること。
- (4) 特定企業の宣伝を目的とするものではないことに留意すること。